

労働法の基礎講座

第26回



【労働時間】 高度プロフェッショナル制度

高度の専門的知識を有し、職務の範囲が明確で、一定の年収要件を満たす労働者について、本人の同意や労使委員会の決議、休日や健康確保の措置を要件に、労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定を適用しない制度です。対象労働者は、労働時間に関する指示を受けず、自律的に働きます。

対象業務

高度の専門的知識等を必要とし、その性質上、従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められる業務として法定された下記5業務が対象です。

対象業務に従事する時間に関して、使用者から具体的な指示を受けないことが要件となります。

1. 金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務
2. 資産運用（指図を含む。以下同じ）の業務または有価証券の売買その他の取引の業務のうち、投資判断に基づく資産運用の業務、投資判断に基づく資産運用として行う有価証券の売買その他の取引の業務または投資判断に基づき自己の計算において行う有価証券の売買その他の取引の業務
3. 有価証券市場における相場等の動向または有価証券の価値等の分析、評価またはこれに基づく投資に関する助言の業務
4. 顧客の事業の運営に関する重要な事項についての調査または分析及びこれに基づく当該事項に関する考察または助言の業務
5. 新たな技術、商品または役務の研究開発の業務



対象労働者

以下の要件を全て満たす労働者が対象です。

1. 高度プロフェッショナル制度の適用を受けることに同意していること
2. 使用者との合意に基づいて、職務記述書等により職務（業務内容、責任の程度、求められる成果）が明確に定められていること
3. 1年間の賃金の見込額が1,075万円以上であること

■ 労使委員会の決議事項、健康確保措置など



労使委員会で決議する事項

①対象業務 ②対象労働者の範囲	③健康管理時間（※）の把握 ※対象労働者が事業場内にいた時間と事業場外で労働した時間の合計。タイムカードやパソコンの使用時間などの客観的な方法で把握します。	④休日確保措置 ⑤選択的措置 ⑥健康管理時間の状況に応じた措置	⑦同意の撤回に関する手続 撤回の申出先となる部署及び担当者、撤回の申出の方法などを定める必要があります。	⑧苦情処理措置 苦情の申出先となる部署及び担当者、取り扱う苦情の範囲、処理の手順、方法などを定める必要があります。
⑨同意しなかった労働者に対する不利益取扱いの禁止	⑩決議の有効期間の定め及び当該決議は自動更新しないこと	⑪労使委員会の開催頻度及び開催時期	⑫健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師の選任（50人未満の事業場に限り）	⑬決議に基づき講じた各措置等の記録の保存

注）労使委員会の要件については、第25回をご参照ください。また、労使委員会の決議は4/5以上の多数で議決し、労働基準監督署へ届け出る必要があります。決議の有効期間開始以降、6か月以内ごとに1回の定期報告も義務付けられています。



休日確保措置・健康確保措置

措置の種類	措置の内容
休日確保措置★	年間を通じ104日以上、かつ、4週を通じ4日以上の日を確保
選択的措置★ （右の措置から1つ以上を選択）	①勤務間インターバル（休息11時間以上）の確保&深夜業の回数制限（1か月に4回以内） ②健康管理時間の上限措置 （1週40時間を超える健康管理時間を1か月100時間以内or3か月240時間以内とすること） ③1年に1回以上、連続2週間の休日を与えること （労働者が請求した場合は、1週間×2回以上でも可） ④臨時の健康診断 （1週40時間を超える健康管理時間がつき80時間を超えた者又は申出のあった者を対象に実施）
健康管理時間の状況に応じた措置（右の措置からいずれかを選択）	①上記の選択的措置のうち、労使委員会で決議したもの以外の措置 ②医師による面接指導 ③代償休日または特別な休暇の付与 ④心とからだの健康問題についての相談窓口の設置 ⑤適切な部署への配置転換 ⑥産業医等による助言指導または保健指導



- ・労働時間について使用者の具体的指示を受ける場合や、使用者が★の措置を講じない場合等は、**適用除外の効力は生じません。**
- ・1週40時間を超える健康管理時間が**1か月100時間を超えた場合**は、労働安全衛生法により、**医師による面接指導が義務付け**られています（罰則あり）。